

# 災害情報伝達と復興の一翼を担うラジオ

## —「災害FM」とは何か—

野田 尚紀\*

**要 旨** 2011（平成23）年の東日本大震災を契機に、岩手県内33市町村のうち、7つの自治体に臨時災害放送局（いわゆる「災害FM」局）が開設された。ひとつの災害でこれだけ多数のラジオ局が長期的に継続したのは、全国的に見ても災害史上、初めてのことであった。ラジオ放送は即時性、同報性に優れている。どの家庭にも1台はあるであろうラジオ（受信機）は誰でも簡単に扱える。また「ながら」聴取できる便利な情報ツールであり、災害時の情報伝達手段として有効かつ不可欠なメディアである。その一方で、技術の進歩とその活用を見極め、住民の命を救う情報伝達手段は複数あることが望ましい。1995（平成7）年の阪神淡路大震災では、当時、まだ個人利用が一般的でなかった携帯電話がその後、私たちの生活になくしてはならないものとなり、さらに今、その地位はスマートフォンに奪われつつある。従来のラジオの活用に加えて、インターネットや携帯通信網を活用した情報伝達の導入も検討する必要性に迫られている。非常時の広範かつ大量の情報発信にどう取り組むべきか。本稿は災害FM局の活動の軌跡から、発災後のいわば「急性期」の情報伝達のあり方を再検討することを目的とする。

**キーワード** 災害、復興、情報、発信、伝達、ラジオ、FM、放送、電波

### 1. 岩手県民に身近なラジオ

ラジオ放送（以下、ラジオ）は災害が起こるたびに、その必要性や重要性がクローズアップされる。電源が絶たれた東日本大震災（以下、3.11）の被災地でもラジオは大きな情報源であった。ある調査によると、3.11の被災地全体では、テレビによって津波警報を知った人の割合が最も高かったが、青森、岩手、宮城の3県ではテレビよりもラジオの割合が高く、なかでも岩手県ではラジオの割合が36パーセントと最も高かったとされる<sup>1)</sup>。

また、全国47都道府県を対象とした別の最新の調査によると、日ごろラジオを聴く習慣がある人の割合を示すという「ラジオ聴取習慣率」では、毎年トップを誇る沖縄県に次いで、岩手県はほぼ毎年2位となるなど<sup>2)</sup>、岩手県民にとってラジオは平常時から身近なメディアのひとつであると推察できる。

### 2. 臨時災害放送局（災害FM）の役割

臨時災害放送局とは、放送法や電波法の関連規定により「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのエフエム放送局<sup>3)</sup>」と定義される。このため臨時災害放送局は「防災局」や「災害FM局」とも呼ばれるが、本稿においては、以下「災害FM」という略称を使用する<sup>4)</sup>。

この制度は1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災直後に地域限定の生活支援情報を提供する目的で始まったもので、2000（平成12）年3月の北海道・珠山噴火、2004（平成16）年10月の新潟・中越地震などのほか、2011（平成23）年1月の秋田県横手市における豪雪災害<sup>5)</sup>において有効性を発揮した。

2011（平成23）年3月11日の大震災以降に被

\*株式会社フロムいわて 〒020-0883 岩手県盛岡市志家町13-32

災を原因として設立された災害FM局は、岩手、宮城、福島、茨城の4県28市町に計30局を数えた<sup>6)</sup>。そのうち岩手県内には7市町8局<sup>7)</sup>が設けられた。

こうして開局が相次いだ背景には、災害が大規模で被災が広域にわたったことに加え、東北管内のFM既存局が面積比で関東の3分の1ほどしかなく割当周波数に空きがあったこと、また、三陸海岸の入り組んだ地形で電波が他地域に拡散しにくいことなどがあると指摘されている<sup>8)</sup>。

2018(平成30)年3月31日までに、これら全ての災害FM局は廃止され閉局した。

### 3. 発災直後の県域ラジオ局と県域放送

岩手県内にはNHK盛岡(AM・FM)、IBC岩手放送(AM)、そしてエフエム岩手(FM)の3つの県域ラジオ放送局がある。

3月11日14時46分、生放送中のIBCラジオ(以下、IBC)のスタジオを猛烈な揺れが襲った。ほどなく停電により自家発電に切り替わり、ここからCMカットの怒涛の連続生放送が16日3時まで108時間続く。夜になると学校や高齢者施設から無事を知らせるメールが届き始めた。これに呼応する形で安否確認を求める問い合わせも相次いだ。やがて被災地で避難者名簿を書き写した紙やカメラで撮影したリストをプリントアウトしたものが持ち込まれ、放送で紹介されていく。IBCは3月13日に自社のホームページ上に「IBC安否情報」として2,000人分の名簿を掲載。入力を終えた4月8日までに23,000人分の生存者の氏名を公開<sup>9)</sup>した。いわゆる“ながら”聴取のメディアであるラジオは放送内容をひとたび聞き逃すと、再び聞き返し確かめる術はない<sup>10)</sup>。これに関連して大手検索サイトYAHOO JAPANでは、3月14日にIBCというワードを含む検索数が「ずば抜けて」おり「安否情報の柱として活用されたのではと推測することができる」と総括している<sup>11)</sup>。

エフエム岩手は、震災が起こる2ヶ月前の2011年1月に釜石支局を開設していた。県内のラジオ局では初の沿岸スタジオを整備しようとしていたところ、4月から開設を予定していた釜石市内の

ホテルが津波で浸水被害を受けた<sup>12)</sup>。震災直後は支局スタッフが隣接する遠野支局や盛岡の本社に直接足を運び、沿岸の惨状を全県に向けてリポートした。その後、同市内の岩手県沿岸広域振興局の会議室の一角を間借りする形で、3月24日に仮設の放送スタジオを開設。支局スタッフが連日、釜石から被災地のいまを発信し続けた<sup>13)</sup>。

### 4. コミュニティFM局の災害FM局への移行

県域局に続き、より身近な市町村単位で地域をカバーエリアとするコミュニティ放送局(=コミュニティFM、以下、CFM局)も相次いで災害対応を取った。岩手県内では発災約1時間後の3月11日16時に花巻市の「えふえむ花巻(エフエムワン)」が、続いて12日に奥州市の「奥州エフエム」が通常放送を止め、それぞれ「花巻災害FM」「奥州災害FM」に免許を切り替えて送信出力を上げ、災害放送を継続した。これらは「臨機の措置<sup>14)</sup>」と呼ばれる緊急対応で、法的には民間会社であるCFM局が自らの免許を一旦返上して、自治体(市)に免許された「災害FM」局の放送を受託した形を採る。

花巻災害FMでは、ガソリン不足が深刻化し入手先の情報ニーズが高まるなか、買い溜めや付近の渋滞発生を避けるため、あえてガソリンスタンドの営業情報を流さなかったという<sup>15)</sup>。地域に根差したCFM局としては苦渋の判断であったに違いない。

奥州災害FMは、2008(平成20)年に起きた宮城・岩手内陸地震で培った放送の教訓を生かし、すぐさま市役所の災害対策本部に放送拠点を構え、そこに集まる情報を他のメディアに先駆けて放送。さらに在住外国人向けにいち早く多言語放送を実施した<sup>16)</sup>。

CFM局の災害FM局への移行は、既存の放送設備とスタッフ、ノウハウを活用できること、またリスナーに当該周波数を聴く習慣があることから、被災地における情報伝達手段としては即応性が高い。しかし地域に必ずしもラジオ局があるとは限らない。

いずれも内陸部に位置する2つのCFM局は、約3週間にわたり災害FM局として機能したのち、3月末から4月頭に免許を再度切り替えて、通常のCFM局としての放送に戻した。

## 5. 相次ぐ災害FM局の新設

発災時、岩手県沿岸部にはCFM局はなかった。津波の到来などを住民に知らせる防災行政無線が破壊され機能不全に陥ったなか、相次ぐ余震と津波の再来の心配に気を揉む住民にとって、ラジオは迅速で確実な情報源である。こうしたなか「村の半鐘」ともいべき防災行政無線の機能補完への期待、あるいは不便を強いられる避難生活で高まった情報ニーズを背景に災害FM局を新設する動きが相次いだ<sup>17)</sup>。

岩手県内では、発災から8日後の3月19日に「宮古災害FM」が<sup>18)</sup>、28日に「大船渡災害FM」が、4月7日に「釜石災害FM」が開局した。これらが開局に時間を要した理由としては、制度が自治体に十分に知れ渡っていなかったこと、機材やマンパワーの手配を要したことなどが挙げられる。しかし、これらを補う形で総務省（総合通信局）が迅速かつ柔軟な対応を施し、スタートアップのため機材と資金について民間企業やNPOからの支援提供<sup>19)</sup>があった。

当初、安否情報や避難所まわりの生活支援情報、寸断された道路交通情報が主であった放送内容は、やがて仮設住宅や住居移転に伴う生活情報、地域経済の復旧状況、復興に向けた街づくりへの多様な意見、そして安らぎを求める娯楽情報へとシフトしてきた。

そのような状況で12月10日に「陸前高田災害FM」が、翌2012（平成24）年3月31日には「大槌災害FM」が開局した<sup>20)</sup>。この2市町は津波被害が特に甚大であった地域であり、自治体の行政機能の混乱も開局を遅らせた大きな要因となった。

災害FM局の免許人は自治体に限られるため、総務省東北総合通信局に対する開設手続き（法律上は「無線局開局申請」）は当該自治体（市町村）が行わなければならない。

## 6. 災害FM局の運営形態

### (1) 放送主体／委託先

災害FMの運営は大別して2つの形態に分けられる。

ひとつは免許人である自治体（市町村）が当該地域内で活動するNPOや任意団体に運営を委託するケースで、宮古、大槌、陸前高田の各災害FM局が該当する。内陸の花巻と奥州は既存のCFM局に委託された。

もうひとつは自治体が直接運営を行うもので、釜石と大船渡の各災害FMが該当する。この場合、担当部署の管理監督のもと正規の市職員や臨時職員が機器操作をはじめ原稿づくりやアナウンスを行う。ただし、釜石災害FMは県域FM局、エフエム岩手の釜石支局内に同居する形で設備やマンパワーが共用された。

### (2) 管理主体／委託元

災害FM局の免許人が自治体であることは前述したが、実務を所管する部署はその市町村により、総務課、広聴広報課、消防防災課、危機管理対策監など様々ではない。これは災害FM局の目的を広報と捉えるか、防災と捉えるか、はたまた産業振興と捉えるかの違い、あるいは単に人的資源配置の問題であったりすると聞く。

### (3) 問題点

災害FM局は放送局である。放送をするからには当該地域で広くその存在を認知してもらい、より多くの住民に聴いてもらえるような放送でなくてはならない。災害FM開設後、放送している周波数の周知徹底をいかに図るか。また、これまでラジオを聴く習慣がない人たちに耳を傾けてもらうよう努力は不可欠である。

放送を維持継続するための運営のノウハウは一朝一夕に得られるものでなく、まして前述の部署の担当者にとっては従来経験したことのない初めて取り組む業務であった。防災行政無線による拡声の延長線上にあるうちはまだしも、その枠組み

を超えるより広範な情報伝達の役割を担う必要がある放送となると、その運営は簡単ではない。

また、CFM局などの通常の無線局免許の有効期限は5年であるのに対し、「臨時かつ一時の目的のため」の災害FM局免許の有効期限は短く（免許当初の有効期間は2ヶ月。その後、延長を繰り返し、のちに仮設住宅の居住期限に倣い2年とされた）、そもそも中長期的な継続を想定していない。しかし、実体として1年以上放送が継続してくると、国の補助金・助成金に頼っている人件費の手当をはじめ、局の運営資金をどう確保するか大きな課題となってくる。

さらに聴きたくても聴こえないといった住民の声に対し、電波が届くエリアを広げる難聴取対策が求められる。急峻で入り組んだ地形にある三陸沿岸では、電波が届きにくい地形難聴取エリアにも多くの仮設住宅があった。さらに仮設住宅は鉄板で覆われているため、弱い電波が遮蔽されてラジオが聴こえないという声が少なくなかった。

## 7. 災害FMの放送継続に伴う新たな課題

これだけ多数の災害FM局が同時に立ちあがり、しかも長期的に継続したのは、わが国の災害史上初めてのことであり<sup>21)</sup>。「臨時かつ一時の目的のための放送」の長期化により、番組内容を防災情報や避難生活にかかる行政情報に限定することは事実上困難である。ラジオは元来生活に潤いを与える機能と効果を有しており、「聴いて楽しい」放送を行うのは作り手、聴き手双方の自然な欲求であり、そのラジオ放送が地域住民に「必要とされる」メディアとなる重要な第一歩である。

災害FM局の運営に関わった関係者の多くは、それまで番組制作や放送送出といった業務とは無縁であった。孤立無援で始まった各地の災害FM局は、いわば走りながら、それぞれの局で、ある種の放送の型が形成され、独自の進化を遂げてきた。しかし、放送時間が増え、録音番組の制作や送出が増えてくると、他の放送局との番組（素材）交換を視野に入れたクオリティとフォーマットが求められる。

こうしたなか2012（平成24）年5月には、岩手県内の災害FM3局と県域局であるIBC岩手放送、そして岩手県沿岸広域振興局と関係自治体で構成される「いわて災害コミュニティメディア連携・連絡協議会」が発足。主に番組制作力向上のための技術支援や番組の相互乗り入れを行い、復興期の地域メディアとして連携してラジオからの発信を続けた。

協議会は、いわば放送の素人とプロが膝を交え、従来のラジオ放送のスタイルをトレースする形で、災害FM局からの地域情報の発信をフォローする役割を担った。

## 8. 復興期におけるラジオの役割と課題

災害情報の定義は難しい。発災からの時間の経過で被災者を含む地域住民が求める情報の中身も変化してくる。ある災害FM局では、再開した店舗の営業時間や取り扱い商品について放送で紹介したところ、自治体の担当者からストップが掛った。特定の店舗の商売上の利益に与してはいけない、という理由であったという。果たして、その放送がなされたときに、その情報が必要とされたとき、それはいわゆる平常時のコマーシャルと同一視されるものなのか。被災者には必要な生活情報であったのではないだろうか。だからこそ、読み上げられたのではないだろうか。

また、放送が長期化した場合、原稿を読むだけでは時間が持たない。音楽を掛けるだけでなく、スタッフがスタジオの外に出て、住民の声を拾い取材する場面も出てくる。そうしたとき、災害FMの免許人が自治体であることから、行政批判とされる住民の声があった場合、これをどう扱うか、局によって対応が分かれたと聞く。

しかし、ラジオは間違いなく、放送局と聴取者・リスナーとの双方向のメディアであり、情報をキャッチボールすることも欠かせない役割ではないだろうか。

そもそも災害FMとは「広報」なのか「放送」なのか。確実に言えることは、災害FMはスピーカーから流す「防災行政無線」とは違うということだ

あろう。

ところで、自治体の議会中継をプログラムとして流していた災害 FM 局ではリスナーの反応を感じたと言う。復興に向けた地域づくりに対する住民の関心は高い。また、インターネット経由で放送を再送信した災害 FM 局もあった。電波が直接届く範囲にとどまらず、遠く全国に散在する地元出身者が故郷のいまを知る手段として、災害 FM から拡散された番組を通して、彼らが復興を見守る意義は大きい。

## 9. 災害 FM 局からコミュニティ FM 局への移行

震災前、岩手県沿岸にはラジオ局は存在しなかったが、2019（平成 31）年 3 月末時点で、震災後に災害 FM 局が開設された 2 つの市に CFM 局が新設され、地域情報を発信し続けている。

大船渡市では、2013（平成 25）年 3 月 31 日の大船渡災害 FM の終了と時を合わせる形で、同年 4 月 5 日 CFM 局「FM ねまらいん」が開局。岩手県沿岸の CFM 局第一号となった。運営母体は「NPO 法人防災・市民メディア推進協議会」で、スタジオ（演奏所）は沿岸南部の気仙地区の地域新聞、東海新報社の本社内に置くが、今出山の送信施設などのハードは大船渡市が整備する公設民営の形を採る。「ねまらいん」とは放送エリアの方言「ケセン語」で「ちょっと休んでいらっしやい」という意味である。

また、宮古市では 2013（平成 25）年 8 月 26 日に宮古災害 FM を引き継ぐ形で CFM 局「みやこハーバーラジオ」が開局した。こちらも公設民営方式で、宮古市から宮古災害 FM の運営を委託されていた「みやこコミュニティ放送研究会」をもとに設立された「宮古エフエム株式会社」が運営している。スタジオ（演奏所）は宮古駅前の商業ビル内に置き、月山親局のほか市内 7 か所に中継局から電波を送信。盛岡と接する旧川井村地区はケーブルテレビを介して音声を各家庭に供給。国からの交付金等を活用して環境整備を図ることで、合併して今に至る宮古市内の地域情報格差を埋めるこ

とも一役買っている。

「FM ねまらいん」「みやこハーバーラジオ」はともに地域の集客イベントへ出前放送を積極的に行うなど地元企業のニーズを掴んで、地域経済の活性化を促すとともに、住民の声を丹念に拾い番組に反映させるなど、地域メディアとしての信頼を集めている。

## 10. 災害 FM 局の寿命と CFM 局経営の課題

3. 11 以降、岩手県内 7 市町に 8 局が設けられた災害 FM は 2018（平成 30）年 3 月 22 日に廃止された陸前高田災害 FM を最後に全て閉局した。

毎日新聞が同年 2 月 18 日の紙面に最も詳細な総括を掲載しているため、以下に一部引用する。「東日本大震災では岩手 8 局、宮城 12 局、福島 6 局、茨城 4 局が開局した。うち 10 局が国の緊急雇用創出事業の補助金で人件費を賄うなどして 5 年以上続け、6 局は地元の要望で地域 FM へ移行した。」「陸前高田災害 FM は 2 年前から、年 1,000 万円弱の事業費を国の被災者支援総合交付金で賄ってきたが、国から『現在の放送内容は災害放送とはいえ、来年度以降は交付金は出せない』と告げられた。陸前高田市は『交付金打ち切りはやむを得ない』と話す。」

各方面からの財政支援があった災害 FM 局が、自らの営業活動で広告収入を得て経済的に自立していくのは容易ではない。災害 FM 局のイニシャルコストへの支援についてはさきに触れた通りであるが、ランニングコストのうちの大半を占めるスタッフの人件費の多くは、国の緊急雇用創出事業からの捻出されている例が多い。

現行制度では、災害 FM が永続的に放送をするには CFM 局へ形を変えるしか方法はない。CFM 局はコマーシャル広告収入で成り立つ商業放送である。地元経済の規模＝パイの大きさの大小は広告収入で成り立つ商業放送にとって極めて重要である。そもそも震災により復興途上で地元経済が疲弊している地域においては、従来の商業放送はビジネスモデルとして当てはまらない。

また、理解あるスポンサーがみな資金提供でき

るスポンサーとは限らない。地域メディアとしてのラジオの必要性和採算性はまったく別物である。

災害FMからCFMへの移行は決してゴールではなく、収益確保が欠かさない商業放送というビジネスの一形態の維持存続への不断の努力が求められるスタートと言える。

## 11. 難聴取解消と地域情報の確保

東日本大震災における災害FMの開設と運営で現れた課題は2つあると考える。

ひとつは、ラジオの電波が届かない「難聴取」という問題であり、もうひとつは身近な地域情報が届かないという「情報不足」という問題である。

前者については、3.11震災後、災害に強い国づくりの一環として、政府は放送ネットワークの強化支援に乗り出し、これまでに岩手県内にも既存ラジオのFM中継局が数多く設置された。後者についても、公設民営でのCFM局の開設が進むなど国や自治体の支援、主にハード面は拡充された。

しかし、最も難しいと思われるのは、聴取者がより身近できめ細やかな情報が欲しいというニーズに対する「地域情報の確保」という放送の中身ではないだろうか。

3.11震災において、災害FM局が制度上想定していないほどの長期間運用されたのは、災害情報もさることながら、避難所や仮設住宅での生活を強いられた住民が日々の生活を必要としている身近な情報を誰がどのように伝えるのか。それは決して行政にだけ任せられるものではなく、また災害情報と日常生活への復帰のための様々な情報の線引きは難しいがために、災害FM局の終期も見極めが難しかったと思われる。

厳格に狭く捉えた災害情報、例えば地震発生や津波の襲来予測といった人の命を救う情報のファーストインフォーマー（第一次伝達者）は、間違いなくNHKや民間放送局である。情報の収集能力と速報体制はこれらに敵うはずがない。もちろん局地災害においては地域の小さなラジオ局がそのエリア内の初動で果たす役割は少なくない。

災害FM局は、発災後に開設される期間限定の地

域ラジオ局である。となると、制度上、その終期を明確に規定しておいたほうがいいのか。はたまた復興期をも含めた役割を認め、その経営に対する何らかの財政支援を国として設計すべきではないだろうか。

### 【注釈】

- 1) 株式会社ウェザーニュース「東日本大震災」調査結果2011年4月28日より。
- 2) 2018年5月29日に公表された株式会社ビデオリサーチ「J-RADIO『全国ローカルラジオ聴取状況レポート』第5回」によると、「ラジオ聴取習慣率」は沖縄県が11.2%で1位に、岩手県が8.6%で2位に、北海道と山梨県が8.3%とされている。また、近年は首都圏ではインターネット経由でのラジオ聴取、なかでもスマートフォンによる聴取が急上昇している。なお、この調査対象局にはコミュニティ放送（CFM）は含まれていない。
- 3) 宮城県仙台市でのセミナー「非常災害時における通信の確保」（2012年2月20日）における総務省地域放送推進室課長補佐（当時）の遠藤稔氏の発言より。
- 4) 無線局免許状には呼出名称として「（自治体名ひらがな表記）さいがいエフエム」と表記されるが、本記録集では、紙幅の関係で極力「災害FM」として統一表記している。
- 5) 横手災害FM。現在はCFM局の横手かまくらエフエム。
- 6) 市村元「東日本大震災後27局誕生した『臨時災害放送局』の現状と課題」関西大学経済・政治研究所「研究双書」2012は震災1年後の各地の災害FMを速報した。その後の続編として「被災地メディアとしての臨時放送局—30局の展開と今後の課題—」同研究所「同書」2014。

また、同様に多くの災害FM局を訪問調査した結果をまとめ、本稿に多大な示唆を与えたレポートとして、村上圭子「ポスト東日本大震災の市町村における災害情報伝達システムを展

- 望する～臨時災害放送局の長期化と避難情報伝達手段の多様化を踏まえて～」NHK 放送研究と調査 2012 年 3 月号掲載。
- [http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2012\\_03/20120303.pdf?fbclid=IwAR3LLACS\\_yOnrWmxfk4sco7RA7-Yk44KLGilhdpwd437I8xyVtquy05u\\_6s](http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2012_03/20120303.pdf?fbclid=IwAR3LLACS_yOnrWmxfk4sco7RA7-Yk44KLGilhdpwd437I8xyVtquy05u_6s)
- そのほか東北管内の災害 FM の一覧。
- [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000543164.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000543164.pdf)
- 7) 宮古市に免許された宮古災害 FM と宮古田老災害 FM の 2 局は、放送内容が同一であり、後者は実質的な中継局であるが、免許上、親局 2 つとカウントされた。また、大船渡災害 FM に一時期設けられた陸前高田向け中継局、および釜石災害 FM に後年に設けられた同市内の鶴住居、唐丹、大橋の 3 つの中継局は局数にカウントしていない。
  - 8) 前掲 3 参照。
  - 9) IBC 岩手放送編「3.11 東日本大震災の放送記録」93～94 頁。「その時、ラジオだけが聴こえていた～IBC 岩手放送 3.11 震災の記録～」竹書房 70～75 頁。
  - 10) 現在は IP サイマルラジオサービス「radiko (ラジコ)」のタイムシフト機能により放送番組の聞き逃しを補うサービスも提供されている。
  - 11) Yahoo! 検索スタッフブログ「東日本大震災で被災地の人は何を検索したのか」  
[http://searchblog.yahoo.co.jp/2011/09/post\\_125.html](http://searchblog.yahoo.co.jp/2011/09/post_125.html)
  - 12) エフエム岩手の宮川康一専務取締役からの聞き取り。
  - 13) 震災 5 年を機に発刊された飛鳥あると著「ゴーガイ！岩手チャグチャグ新聞社 明日へ」講談社コミックスの題材として紹介されている。
  - 14) 電話での口頭による免許申請とそれに応じた許可。
  - 15) えふえむ花巻 (エフエムワン) の落合昭彦放送局長からの聞き取り。
  - 16) 奥州エフエムの佐藤孝之放送局長 (現・常務取締役) からの聞き取り。
  - 17) 免許人は自治体であるが、放送局の実際の運営は多くは NPO などに委託している。
  - 18) 宮古災害 FM は電波が届きにくい田老地区 (旧田老町) に宮古田老災害 FM を開設し、同一の番組プログラムを放送していた。免許上は 2 つの局にカウントされるが、運営主体は 1 つであった。
  - 19) 資金については日本財団や資生堂、パナソニックなどが、電波技術については NPO 法人 BHN テレコム支援協議会が、番組作りのノウハウについては阪神淡路大震災の経験を持つ兵庫県神戸市の CFM 局「エフエムわいわい」が提供した。
  - 20) 大槌災害 FM が開局に至った経緯、開局が遅れた経緯については、災害とコミュニティラジオ研究会編「小さなラジオ局とコミュニティの再生」大隅書店が詳しい。102～110 頁。
  - 21) 前掲 6 参照。